

第3章 フランス

I. 調査編

フランスは⁵⁷、任期5年で選出され、強力な執行権を与えられた大統領を元首とする二院制の共和政国家⁵⁸である。フランスの地方公共団体には、市町村に該当するコミューン（commune）、県（département）、地域圏（région）があり、近年では地方分権の流れの中、地方公共団体の役割が増している。

フランスは18世紀末のフランス革命によって生まれながらにして人が持つ基本的な人権を確認した人権の発祥国であり、国家の標語も「自由（Liberté）、平等（Egalité）、友愛（Fraternité）」である。しかしながら、フランスにおける女性の社会進出は遅れ、女性に選挙権が認められたのはヨーロッパ諸国の中でも遅く、1944年であった。女性の意思決定過程への参加への遅れという事態を打開するために、近年フランスでは女性の社会進出のための積極的な措置が取られている。

1. 政策・方針決定過程への女性の参画に関する推進組織・基本法制等

（1）男女平等に関する基本法制

①根拠法律

・ 「1789年人および市民の権利宣言（人権宣言）」

1789年8月26日、フランス革命期に国民議会で採択され、前文及び全17カ条から成る。生まれながらにして人が持つ基本的な人権と自由を保障している。ただし、制定当初は男性の権利に基づいた宣言であったため、女性の人権や参政権は保障されていなかった。

1958年に制定された現行フランス憲法（第5共和政憲法）前文で、「フランス人民は、1946年憲法で確認され、補完された、1789年宣言が定めた人権及び国民主権の原則に対する愛着を厳粛に宣言する」と述べ、権利宣言に言及している。1971年の憲法院の判決によって、権利宣言は憲法的価値を有する文書として承認され、現在も効力を有した文書である。

・ 「1946年10月27日第4共和政憲法前文第3項」

第5共和政においても、人権宣言と同様に第4共和政憲法前文は憲法的価値を有す

⁵⁷ 人口：約6,357万人（2007年人口推計値（INSEE, Bilan démographique））；国土面積：約54.7万平方キロメートル

⁵⁸ 現在はド・ゴール将軍により開始された第5共和政となる。

る文書として位置付けられている。第 3 項は「法は女性に対して、全ての領域において男性と平等な権利を認める」と定めており、第 5 共和制における男女平等の根拠文書である。

なお、憲法的価値を有する人権宣言及び第 4 共和政憲法前文にはこのような人権に関する定めがあるが、第 5 共和政憲法には人権規定が置かれていないことがフランスの憲法の特徴となっている。

- ・ 「1958 年 10 月 4 日第 5 共和政憲法第 3 条第 4 項、第 4 条」

後述の男女平等に関する 1999 年 7 月 8 日の憲法的法律によって、第 5 共和政憲法は改正され、第 3 条第 4 項に、「法は選挙によって選ばれる公職について、男女の平等なアクセスを促進する」という文言が挿入された。この文言を根拠にして、フランスにおいて男女平等な政治参画のための選挙制度改正が可能になった。また同時に追加された第 4 条も、「政党および政治団体は法律の定める要件にしたがって、第 3 条最終項で表明された原則の実施に貢献する」と定めて、政党の協力を要請している。

②政治分野に関する法律・規則

- ・ 「男女平等に関する 1999 年 7 月 8 日の憲法的法律第 99-569 号⁵⁹」

この法律制定以前は、男女平等を目的としていても、女性に対する優遇政策を採用することは、憲法上の平等に反するという意見があった。しかし、この法律（全 2 条）によって、憲法に「法律が選挙によって選ばれる公職について、男女の平等なアクセスを促進する」という条文が第 3 条第 4 項に追加されたため、憲法に両性の政治参画平等を促進することを明示がされ、選挙における男女平等政策であるパリテを導入することが可能になった。

- ・ 「選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する 2000 年 6 月 6 日法律⁶⁰」

憲法改正を踏まえ、候補者名簿を男女同数とすることを定める法律が 2000 年に成立した。この法律は一般にパリテ法とよばれる。パリテ (parité) とは、同等、同一という意味であり、ここでは男女同数、男女平等を意味する。

以下パリテに関係する選挙方式の改正法律が 2000 年及び 2003 年に発効した。

- ・ 「2000 年 7 月 10 日の法律 2000-641 号⁶¹」

3 人以上の元老院議員を選出する県では拘束名簿式・比例代表制を採用する。候補者の名簿は男女交互とする。

- ・ 「2003 年 4 月 11 日の法律 2003-327 号⁶²」

⁵⁹ Loi constitutionnelle No. 99-569 du 8 juillet 1999 relative à l'égalité entre les femmes et les hommes

⁶⁰ Loi No. 2000-493 du 6 juin 2000 tendant à favoriser l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives

⁶¹ Loi No. 2000-641 du 10 juillet 2000 relative à l'élection des sénateurs

地域圏議会選挙の候補者名簿順を男女交互にする。

- ・ 「2003年7月30日の法律2003-697号⁶³」

4人以上の元老院議員を選出する県では拘束名簿式・比例代表制を採用し、パリテを適用する。3人以下の議員を選出する選挙区では多数投票制で、パリテは適用されない。

- ・ 「選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2007年1月31日法律2007-128号⁶⁴」

従来のパリテ法を補完し、強化することを目的とし、これまで対象とされていなかった公職等についてもパリテを適用することを定めた。この結果、例えば県議会議員の補充候補者については異なる性の者が指名されることになった。

- ・ 「県議会議員職に関する男女の平等なアクセスを容易にする2008年2月26日法律2008-175号⁶⁵」

2007年1月31日の法律により、県議会議員は補充候補者として、自分とは異なる性別の者を指名することが決められた。県議会議員が議員補充候補者と交代する場合は、県議会議員の死亡や兼職（地域圏議会議員、コルシカ議会議員、パリ市議会議員、市町村議員）の場合、民法上の失踪（民法112条）、憲法院（Conseil Constitutionnel）の委員との兼職の場合と定められていた。この2008年2月26日の法律は、補充候補者と交代する場合に、国会議員で人口3,500人以上のコミュン議会議員である者が県議会議員に選出された場合、または国会議員で県議会議員である者が人口3500人以上のコミュン議会議員に選出された場合に、兼職禁止規定により県議会議員の職を辞すか失った時も含まれることになった⁶⁶。

BOX：フランスの選挙方式

国政選挙

フランスにおける国会は下院にあたる国民議会（Assemblée Nationale）と上院にあたる元老院（Sénat）により構成される。

1. 国民議会選挙：選挙区を単位として直接選挙によって実施される、小選挙区多数代表2回投票制。1回目の投票で、有効投票の絶対多数及び登録有権者数の4分の1以上を

⁶² Loi No. 2003-327 du 11 avril 2003 relative à l'élection des conseillers régionaux et des représentants au Parlement européen ainsi qu'à l'aide publique aux partis politiques

⁶³ Loi No. 2003-697 du 30 juillet 2003 portant réforme de l'élection des sénateurs

⁶⁴ Loi No. 2007-128 du 31 janvier 2007 tendant à promouvoir l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives

⁶⁵ Loi No. 2008-175 du 26 février 2008 facilitant l'égal accès des femmes et des hommes au mandat de conseiller général

⁶⁶ 詳細は第3章、II 補遺参照。

超える票を得票した場合に当選となる。2回目の投票には、1回目の投票で、登録有権者数の12.5%を超える票を得た者のみが立候補でき、2回目の投票は相対多数とされる。

2. 元老院議員選挙：県を単位にして、国民議会議員や地域圏議会議員等の代表が選挙団を構成する間接選挙制。選挙区に配分される議席数は、人口密度によって決定される。元老院議員は、地方公共団体の代表という性格が強い。2003年7月の改正及び2004年の9月26日の改正により、元老院は331人の元老院議員によって構成され、3年毎に半数が改正され、議員の任期は6年である（パリテ法制定当時は、任期9年で3分の1ずつが3年毎に改選された）。4人以上を選出する選挙区では、比例代表制で選出し、3人以下の議員を選出する選挙区では、間接選挙多数制によって議員を選出する。

地方公共団体選挙

コミューンは日本での市町村に該当し、総計36,000を超える。そのうち、およそ35,000は人口3,500人未満のコミューンである。

1. コミューン議会：人口3,500人未満のコミューンの選挙制は、多数代表連記2回投票制。人口3,500人以上のコミューンでは、比例代表2回投票制が採用されている。

2. 県議会選挙：県議会（Conseil général）の議員選挙はカントン（canton）を選挙区として行われる。カントンは行政区画であるが、地方自治体を構成していない。カントン選挙区で、1名の県議員を多数代表2回投票制で選出する。県議会議員の任期は6年で3年毎に半数が改選される。

3. 地域圏議会議員選挙：地域圏を選挙区として、拘束名簿式・比例代表2回投票制で行われる。第1回投票で過半数の投票を得た名簿には、議席の4分の1を配分する。残りの4分の3には、5%以上の得票があった名簿間で比例配分を行う。第1回投票で過半数の表を得た名簿がない場合には、第2回投票を行うが、第1回投票で10%以上を得票した名簿のみが対象となる。第2回投票では、相対多数を得た名簿に議席の4分の1が配分され、残りの4分の3は5%以上を獲得した名簿間で比例配分する。

欧州連合に関する選挙

欧州議会議員選挙：全国を8つの選挙区に分割する。政党及び政治団体が候補者名簿を提出する、拘束比例代表名簿制。有効投票総数5%を獲得できなかった名簿には議席が配分されない。

（出所）鈴木尊紘「フランスにおける男女平等政治参画」外国の立法 233（2007年）及び法条文より作成

③公務部門に関する法律・規則

- ・ 「2000年3月6日通達：公務部門における男女平等に関する数カ年計画⁶⁷」
フランスの公務員は、国家公務員、地方公務員、病院公務員の3種類に分かれるが、この通達では、国家公務員の対象官職について、各省庁が男女平等に関する目標や女性公務員の目標割合等を設定し、3～5年の数カ年計画を策定することを定めている。
改革の対象となる官職には中央官庁の課長、部長代理等であり、政治的任用による上級官職等は含まれない。
- ・ 「男女間の職業平等に関する2001年5月9日の法律2001-397号⁶⁸」（通称ジェニソン（Génisson）法）
この法律は民間部門及び公務員の職業における男女平等について定めている。公務員に関しては、1983年7月13日の公務員の権利と義務に関する法律を改正し、公務員に対する平等原則確保についての規定を追加している。

④民間部門に関する法律・規則

- ・ 「男女職業平等に関する1983年7月13日の法律⁶⁹」（通称ルディ（Roudy）法）
EC/EUの男女均等待遇原則に関する理事会指令を国内法化するための法律である。一部の職業を除き、募集、採用、配置、昇進、職業訓練等における性差別を禁止し、さらに違反に対して刑事罰を設けた。男女の機会平等の確立のために、女性の利益のために取られる暫定的措置の採用を認めていた。
- ・ 「男女間の職業平等に関する2001年5月9日の法律2001-397号」
男女平等を企業内で実現するため、企業に女性の就労状況等に関する報告書提出を義務付けている。また、男女の職業上の平等に関する団体交渉や労働協約についても規定している。
- ・ 「男女間の所得の平等に関する2006年3月23日の法律2006-340号⁷⁰」
男女間の賃金格差の是正を目的として制定された、全31条にて構成される法律である。

⁶⁷ Circulaire du 6 mars 2000 relative à la préparation des plans pluriannuels d'amélioration de l'accès des femmes aux emplois et postes d'encadrement supérieur de la fonction publique de l'Etat

⁶⁸ Loi No. 2001-397 du 9 mai 2001 relative à l'égalité professionnelle entre les femmes et les hommes

⁶⁹ Loi No. 83-635 du 13 juillet 1983 dite « loi Roudy » portant modification du code du travail et du code pénal en ce qui concerne l'égalité professionnelle entre les hommes et les femmes

⁷⁰ Loi No. 2006-340 du 23 mars 2006 relative à l'égalité salariale entre les femmes et les hommes

(2) 国内本部機構

①設立の経緯

フランスにおける女性に関する政策についての国内本部機構は、女性の権利・平等担当局 (Le Service des Droits des Femmes et de l'Égalité : SDFE) である。女性の権利・平等担当局はEUのジェンダー主流化の影響を受け、労働・社会・連帯省に属する行政機関として2000年のアレテ⁷¹ (命令) によって設置された機関である。

女性の権利に関して最初に設立された機関は、1965年に労働大臣の管轄下に設置された女性の労働問題に関する研究連絡委員会 (Comité d'étude et de liaison des problèmes du travail féminin) であるが⁷²、この研究連絡委員会は諮問機関としての性格が強かった。1974年には、首相直属として女性の地位担当大臣補佐 (Secrétariat d'Etat à la Condition Féminine) が置かれた。その後1976年に、デクレ (政令) によって、首相の管轄下の職務として女性の地位担当 (Délégation nationale à la Condition Féminine) がリヨンに置かれた⁷³。

1981年、女性の地位向上に積極的であった社会党のミッテランが大統領に就任すると、女性の地位担当庁は、女性の権利省 (Ministre chargée des Droits des Femmes) に格上げされた。ミッテラン大統領就任以前、1978年に設置された女性のための政策に関する閣僚委員会 (Comité interministériel chargé de l'action pour les femmes)⁷⁴は1982年に廃止され、各省の政策を調整することを目的として女性の権利閣僚間委員会 (Comité interministériel chargé des droits de la femme) が設置された⁷⁵。

しかし、後に大統領となる共和国連合のシラク (Chirac) 氏が、ミッテラン大統領在任時である1986年に首相に就任し、政府内での保革共存というねじれ現象であるコアビタシオンが生じると、女性の権利省は省から代表 (déléguée) に格下げされた⁷⁶。その後、女性政策に関する国内本部機構は、パリテ・職業上の平等大臣 (Ministre de la Parité et de l'Égalité professionnelle) の下に位置付けられていた時期を経て、2007年の大統領選挙後のサルコジ (Sarkozy) 大統領政権下では、労働・社会・連帯省 (Ministre du travail, des relations sociales et de la solidarité) 内の一組織として位置付けられている。

⁷¹ 2000年7月21日女性の権利・平等担当局の構成に関するアレテ (Arrêté du 21 juillet 2000, relatif à l'organisation du Service des droits des femmes et de l'égalité)

⁷² 1965年9月29日女性の労働問題に関する研究連絡委員会設立に関するアレテ (Arrêté du 29 septembre 1965 portant création d'un comité d'étude et de liaison des problèmes du travail féminin)

⁷³ 1976年9月21日首相直属の女性の地位担当代表配置に関するデクレ (Décret No.76-878 du 21 septembre 1976 plaçant auprès du premier ministre un délégué à la condition féminine)

⁷⁴ 1978年10月31日女性のための政策閣僚委員会に関するデクレ (Décret No. 78-1042 du 31 octobre 1978 relatif au comité interministériel chargé de l'action pour les femmes)

⁷⁵ 1982年3月2日女性の権利閣僚委員会に関するデクレ (Décret No. 82-215 du 2 mars 1982 relatif au comité interministériel chargé des droits de la femme)

⁷⁶ 1986年5月2日女性の地位担当に関するデクレ (Décret No.86-729 du 2 mai 1986 relatif à la déléguée à la condition féminine)

図表 3-1 フランスにおける国内本部機構（時系列）

年	機構名	与党・大統領名	
1965年	女性問題に関する委員会 (Comité d'étude et de liaison des problèmes du travail féminin) : 労働大臣の管轄	1959年～1969年 ド・ゴール大統領 (共和国民主連合) 1966年～1969年 ポンピドゥ大統領 (共和国民主連合) 1974年～1981年 ジスカール＝デスタン大統領 (共和国民主連合)	
1974年～1976年	女性の地位担当大臣補佐 (Secrétaire d'Etat à la Condition Féminine) : 首相直属		
1976年～1978年	女性の地位担当代表 (Déléguée à la Condition Féminine) : 首相直属		
1978年～1981年	女性の雇用大臣補佐 (Secrétariat d'Etat à l'Emploi féminin) : 労働大臣 女性の権利担当大臣 (Ministre délégué à la Condition féminine) : 首相直属		
1981年～1986年	女性の権利大臣 (Ministre chargée des Droits des Femmes) : 81～85年は首相直属	1981年～1995年 ミッテラン大統領 (社会党) 1986年～1988年 第1次コアビタシオン シラク首相 (共和国連合) 1993年～1995年 第2次コアビタシオン バラデュール首相 (共和国連合)	
1986年～1988年	女性の地位担当代表 (Déléguée à la Condition féminine) : 社会及び雇用省 (Ministre des Affaires Sociales et de l'Emploi)		
1988年～1991年	女性の権利大臣補佐 (Secrétaire d'Etat chargé des Droits des Femmes)		
1991年～1993年	女性の権利及び日常生活大臣補佐 : (Secrétariat d'Etat aux Droits des Femmes et à la Vie Quotidienne) : 労働大臣		
1993年～1995年	女性の権利担当局 : 社会・保健・都市省 (Ministre des Affaires Sociale, de la Santé et de la Ville) → 連帯・世代省 (Ministre de la Solidarité entre les générations)		
1995年～1997年	女性の権利担当局 : 雇用担当大臣 (ministre délégué pour l'emploi) → 雇用・連帯省 (Ministres de l'Emploi et de la Solidarité)		
1997年～1998年	女性の権利担当局 : 首相直属	1995年～2007年 シラク大統領 (共和国連合 (→国民運動連合 (Union pour Mouvement Populaire : UMP)) 1997年～2002年 第3次コアビタシオン : ジョスパン首相 (社会党)	
1998年～2002年	女性の権利担当局 : 女性の権利及び職業教育大臣補佐 (Secrétaire d'Etat chargé des Droits des Femmes et de la formation professionnelle) 2000年女性の権利・平等担当局設置 (Services des droits des femmes et de l'égalité)		
2002年	女性の権利・平等担当局 : 社会・労働・連帯省 → パリテ・職業上の平等担当大臣 (Ministre déléguée de la Parité et de l'Egalité professionnelle)		
2004年～2005年	女性の権利・平等担当局 : パリテ・職業上の平等省 (Ministre de la Parité et de l'Egalité professionnelle)		
2005年	女性の権利・平等担当局 : 雇用・連帯・住宅省 (Ministre de l'Emploi, de la Cohésion sociale et du Logement)		
2005年～2007年	女性の権利・平等担当局 : 連帯・パリテ担当大臣 (Ministre déléguée à la cohésion sociale et à la parité)		
2007年～現在	女性の権利・平等担当局 : 労働・社会・連帯省 (Ministre du travail, des relations sociales et de la solidarité)		2007年～ サルコジ大統領 (UMP)

(出所) フランス政府ウェブサイト (<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/> : 2008.02アクセス) 及び法令、外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.jp/mofaj/area/france/data.html> : 2008.02アクセス) より作成

②役割・所掌範囲

女性の権利・平等担当局が所管する主な重点分野は以下の通りである。

- ・ 女性の権限の確保：政治、経済、結社において、男性と同等の権限を女性に与える。
- ・ 職業上の平等：男女に対する尊厳、特に女性に対する偏見をなくすための教育、雇用機会の平等、人材育成、再雇用、起業、昇格、役員職における男女の平等を確保する。
- ・ 権利の平等と女性の尊厳：全ての女性が、自らの権利について知る義務があるとしている。家庭内暴力（DV）を告発する女性に対し、自立支援を実施している。また、妊娠中絶や女性の健康問題等に取り組んでいる。
- ・ 職業と家庭の両立：少子化対策や雇用拡大のための両立手段の開発、女性の自己実現等を支援する。

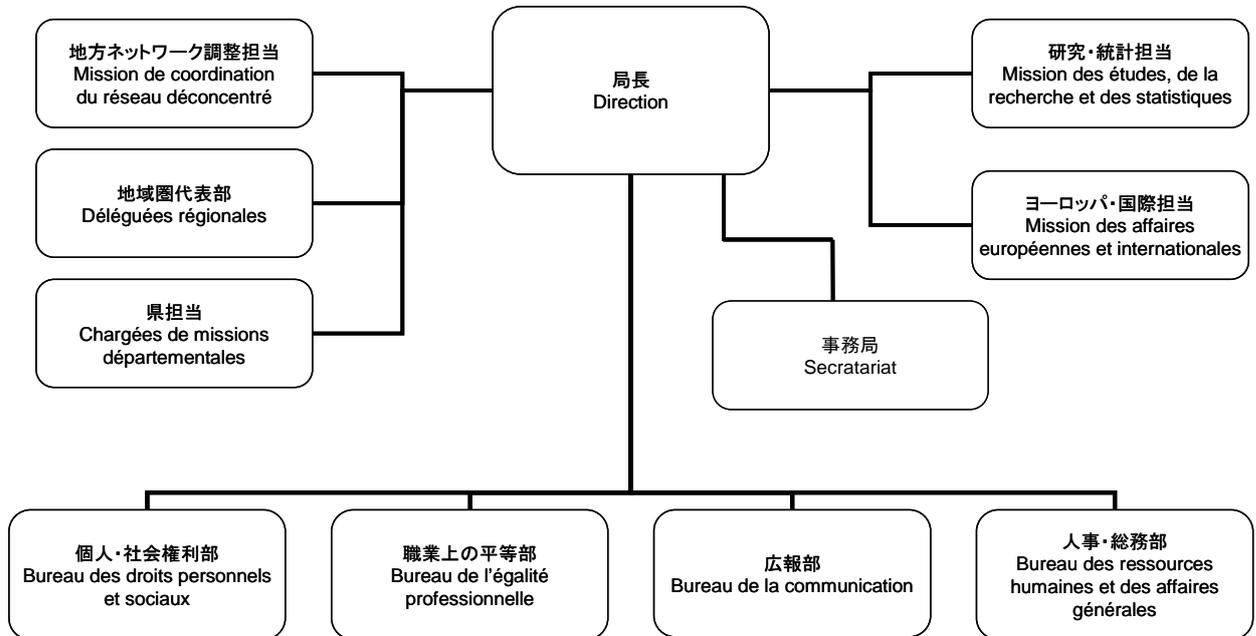
女性の権利・平等担当局は、約 230 人の人員を擁し、その内、パリ本部に約 50 人、海外県を含めたフランス各地の県や地方の計 108 箇所に約 180 人が配置されている。パリ本部は、4 つの部と 3 つの担当により構成されている。

- ・ 人事・総務部（Bureau des ressources humaines et des affaires générales）
- ・ 広報部（Bureau de la communication）
- ・ 職業上の平等部（Bureau de l'égalité professionnelle）
- ・ 個人・社会権利部（Bureau des droits personnels et sociaux）
- ・ 地方ネットワーク調整担当（Mission d'animation du réseau déconcentré）
- ・ ヨーロッパ・国際担当（Mission des affaires européennes et internationales）
- ・ 研究・統計担当（Mission des études des recherches et des statistiques）

地域圏代表部（déléguées régionales）は 26 箇所、県担当（chargées de mission départementales）が 75 箇所、県知事の下に配置されている。

③組織図

図表3-2 女性の権利平等局



(出所) 労働・社会・連帯省ウェブサイト
 (<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/espaces/femmes-egalite/navigation-bloc-1/dispositif-action/service-droits-femmes-egalite.html> : 2008.02アクセス) より作成

(3) その他推進組織

①国内委員会

・ パリテ監視委員会 (Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes)

パリテ監視委員会は、1995年のデクレ⁷⁷によって首相の直轄下に設置された独立の委員会であり、女性問題に関する省の大臣の推薦に基づき、首相命令によって任命された30名の理事によって構成される。社会全体から女性問題に取り組むという観点から、委員は議員、学識者、NGO団体の長、スポーツ界やメディア等の様々な分野からの個人の資格や経験によって選出されている。委員の任期は3年で、再任は1回のみ可能である。

⁷⁷ 1995年10月18日 No.95-1114デクレ (Décret No. 95-1114 du 18 octobre 1995 portant création d'un Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes)

1995年のパリテ監視委員会を設立するデクレでは、以下の4つの目的をパリテ監視委員会の目的として挙げている⁷⁸。

- ・ 情報収集、分析、国レベル・国際レベルでの女性の状況について調査研究を実施すること
- ・ 知識を広め、アクション・プログラムを推進すること
- ・ 公権力、政治・経済・社会アクターに対して啓蒙を行うこと
- ・ 法律・規則の改革の提言や提案を行うこと

パリテ監視委員会の役割強化のため、1998年に新たにデクレが出された。このデクレによって、政治、経済、社会における男女間の不平等について権限を有することが規定され、パリテ監視委員会が社会の全てのレベルにおける男女平等について権限を持つことが明確になった⁷⁹。現在、パリテ監視委員会は首相直属の独立の機関として、積極的にパリテ促進の活動を展開している。

- ・ 女性の権利及び男女の機会均等に関する国会議員代表（元老院・国民議会にそれぞれ設置）（*Délégation aux droits des femmes et à l'égalité des chances entre les hommes et les femmes*）

パリテ監視委員会の設立とともに、国民議会及び元老院において、女性の権利及び男女の機会均等に関する国会議員代表が設置された。女性の権利及び男女の機会均等に関する議員代表では、ジェンダーの観点から法案の可否や法律が制定された場合の影響等について、審議や提言を行っている。現在、元老院の議員代表には男女合わせて36名（その内男性9名）、国民議会の議員代表には43名（その内、男性9名）の議員が構成員となっている。

- ・ 反差別・平等高等審議会（*Haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité:HALDE*）

EUにおける反差別体制強化義務のため、2004年12月30日の法律によって独立の行政機関として設立された。HALDEの目的は、差別との戦い、情報提供、よい慣行を促進し、平等原則を実際のものとすることである。

②NGO・その他

- ・ Elles Aussi

フランスではアソシアション（*association*）と呼ばれるNGO活動が盛んであり、女性の政治参画を推進する目的を有した団体が数多く存在する。各地域にあるアソシアションがネットワークを構成して、地域レベルだけでなく、国レベルの活動を行っている場合も多い。こうした団体の一つであるElles Aussiは、政治分野における男女平等を求める全国の女性・家族団体のネットワーク組織として、1992年に設立された組

⁷⁸ 1995年10月18日 No.95-1114 デクレ第2条

⁷⁹ 1998年10月14日 No.98-922 デクレ（*Décret No. 98-922 du 14 octobre 1998 modifiant le décret No. 95-1114 du 18 octobre 1995 portant création d'un Observatoire de la parité entre les femmes et les hommes*）

織である。Elles Aussi は地方事務所を 30 カ所に構えるほか、海外のネットワーク組織とも交流を持っている。選挙の際、パリテ推進のキャンペーンを実施し、議員に働きかけるなどの積極的な活動を展開している。

BOX : EU における男女平等への取組

EU レベルでの男女平等のための法制度や施策は、EU 加盟国であるフランス、ドイツの男女平等政策に大きな影響を与えている。

EU 法において、男女平等は基本原則の一つと位置付けられ、各加盟国における男女平等促進に大きな影響を与えてきた。

特に、1999 年 5 月のアムステルダム条約発効によって、欧州共同体設立条約第 2 条において、男女平等の促進が欧州共同体の任務の一つとして位置付けられた。また、第 3 条第 2 項で、「共同体が男女間の不平等を除去し、及び男女間の平等促進することを目的とする (In all the activities referred to in this Article, the Community shall aim to eliminate inequalities, and to promote equality, between men and women.) 」と規定された。第 141 条第 1 項には、同等の仕事又は同等の価値を持つ仕事に対する賃金平等の確保の条項も置かれ、第 4 項では、加盟国が男女平等実現のためポジティブ・アクションを取ることができると規定している。

第 141 条第 4 項：職業生活における実際の男女平等を確保するため、平等取扱い原則は、十分に代表されていない性が職業活動の追及もしくは職業上のキャリアにおける不利益を防止し又は補償することを容易にするための特別の優遇措置を加盟国が維持又は採用することを妨げるものではない。

2001 年から 2005 年の男女平等のための戦略枠組の経験を踏まえ、2006 年 3 月に「男女平等のためのロードマップ 2006-2013」が策定された。このロードマップでは、ジェンダー主流化に基づいた男女平等のための 2 重アプローチが確認され、さらに 6 つの重点課題が示されている。政策決定過程における男女平等参画は、「意思決定における平等」として、6 つの重点課題の一つとして位置付けられている。ロードマップに盛り込まれた政策目標達成のため、2009 年の欧州議会選挙を睨んだアドボカシー活動、データベースの構築や、経済・政治分野における女性管理職のネットワークの構築が進められている。